

租税特別措置法施行令第三十九条の二十五第一項第一号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準の一部を改正する件（案）の概要

1. 改正の趣旨

- 租税特別措置法施行令第三十九条の二十五第一項第一号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（平成15年厚生労働省告示第147号。以下「告示」という。）は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第67条の2第1項の規定による承認を受けた特定の医療法人（以下「特定医療法人」という。）の認定要件に係る基準を定めており、平成31年度税制改正の大綱（平成30年12月21日閣議決定）に基づき、その一部について所要の改正を行う。

2. 改正の内容

- 告示は、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第39条の25第1項第1号において、特定医療法人の認定要件として、「各事業年度においてその事業及び医療施設が医療の普及及び向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の厚生労働大臣の当該各事業年度に係る証明書の交付を受けること。」と定めていることに基づき、当該基準を定めるものである。
- 告示第一号イにおいて、社会保険診療等（社会保険診療、健康増進事業、予防接種、助産及び介護保険法の規定による保険給付）による収入が全収入の80%を超えることが規定されているところ、当該社会保険診療等に、新たに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する障害福祉サービス等を加えることとする。

3. 根拠条文

- ・ 租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号

4. 告示日等

告示日：平成31年4月上旬（予定）

適用日：告示日